**大和市　家具転倒防止器具取り付け支援事業**

　家具類の転倒による被害を最小限に抑えるため、転倒防止対策が難しい高齢者のみの世帯や障がい者のいる世帯などを対象に、寝室や居間などの家具に転倒防止器具などを無償で取り付けます。

■家具転倒防止器具取り付け支援事業の概要

▼事業の目的

　平成7年に発生した阪神・淡路大震災は、甚大な被害をもたらしましたが、最も多い死亡原因は、「家屋の倒壊、家具類等の転倒による圧迫死」であり、全体の約9割を占めていました。

　首都直下地震発生の切迫性も指摘される中、耐震改修を行うことが難しい高齢者世帯等における人的被害を

抑える観点から、住居内における家具の転倒防止対策に取り組みます。

▼事業の内容

家具転倒防止器具

家具転倒防止器具

・高齢者のみの世帯や障がい者のいる世帯等を対象に、寝室や居間などに設置してある家具への転倒防止器具等の取り付けを無償で行います。

・家具転倒防止器具及び補助材については市から支給し、取り付けについては「大和市耐震化促進協議会」の会員で家具転倒防止器具取り付け支援事業の事業者登録をした市内の工務店などが行います。

・原則として、家具転倒防止器具の取り付けは1戸当たり2箇所までとし、申し込みは一回限りとなります。

▼支援対象世帯

　市内在住で、器具などを自力で取り付けることが困難な世帯であって、下記のいずれかに該当する世帯が支援の対象となります。

1.65歳以上の者(以下、高齢者という。)のみの世帯

2.身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(以下、身体障がい者等という。)のみの世帯

3.高齢者および身体障がい者等のみの世帯

4.その他、市長が特に必要と認める世帯

▼申し込みの流れ

・家具転倒防止器具取り付け支援事業申込書を市役所建築指導課又は大和商工会議所へ提出していただきます。

・資格要件を審査し、支援決定通知書を申請者へ送付します。

・取り付けを行う工務店などから、申請者のお宅に現地調査へ伺う日の連絡が入ります。

・取り付けについては、工務店等のボランティアで実施しますので、申し込みから1ヶ月以内くらいはお待ちいただく場合があります。

**大和市家具転倒防止器具取付支援事業実施要綱**

平成21年4月23日

告示第144号

（趣旨）

第１条 この要綱は、高齢者世帯等の住居内に家具転倒防止器具（以下「器具」という。）を取り付けることにより、家具転倒による事故を防止し、高齢者世帯等における防災性の向上を図ることを目的とした、大和市家具転倒防止器具取付支援事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（実施方法）

第２条 この事業は、器具の取付けの支援を受けようとする者（以下「申請者」という。）が大和市耐震化促進協議会の会員で事業者登録を行っている事業者等（以下「事業者」という。）に依頼し、事業者が器具を取り付けることにより実施する。

（対象者）

第３条 この事業の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する世帯（以下「対象世帯」という。）に属する者とする。

(1) 65歳以上の者（以下「高齢者」という。）のみで構成される世帯

(2) 次に掲げる者（以下「身体障害者等」という。）のみで構成される世帯

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

イ 児童相談所又は障害者更生相談所において知的障害があると判定され、神奈川県から療育手帳の交付を受けている者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(3) 高齢者及び身体障害者等のみで構成される世帯

(4) その他市長が特に必要と認める世帯

（申請）

第４条 申請者は、大和市家具転倒防止器具取付支援申請書を市長に提出しなければならない。

（決定等）

第５条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、支援の可否を決定し、大和市家具転倒防止器具取付支援決定通知書により申請者及び事業者に通知するものとする。

２ 事業者は、対象世帯の住居において器具の取付けが完了した後速やかに、大和市家具転倒防止器具取付完了確認書を市長に提出するものとする。

（家具転倒防止器具）

第６条 この事業において、取り付ける家具転倒防止器具は、Ｌ字型の金具等とする。

（利用回数等）

第７条 事業の利用は、対象世帯につき1回までとし、設置は、原則として2か所以内とする。

（免責）

第８条 市長は、この事業により器具の取付けを行った家具が転倒する等この事業の利用者に損害が生じても、その責任を負わない。

（様式）

第９条 この要綱で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

（その他）

第１０条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 別表（第９条関係） 第１号様式 | 大和市家具転倒防止器具取付支援申請書 | 第４条関係 |
| 第２号様式 | 大和市家具転倒防止器具取付支援決定通知書 | 第５条関係 |
| 第３号様式 | 大和市家具転倒防止器具取付完了確認書 | 第５条関係 |